

上越市ガス水道局告示第34号

令和8年度の下水道事業受益者負担金及び分担金の賦課対象区域を次のとおり定めたので、上越市公共下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例（昭和63年上越市条例第12号）第4条第1項の規定に基づき公告し、次のように縦覧に供する。

令和8年7月21日

上越市ガス水道事業管理者 池田 浩

賦課対象区域（町名）

負担金対象区域

黒井、下荒浜、富岡、岩木、四ヶ所、稲田3丁目、稲田2丁目、鴨島1丁目、鴨島3丁目、子安新田、子安、とよば、地頭方、青木、稲田1丁目、新光町1丁目、新光町3丁目、木田2丁目、春日新田2丁目、佐内町、東雲町2丁目、上島、柿崎区柿崎、柿崎区馬正面、柿崎区三ツ屋浜、頸城区西福島、頸城区望ヶ丘、頸城区下吉、浦川原区顕聖寺の各一部

分担金対象区域

四ヶ所、富岡、板倉区針の各一部

縦覧の場所

上越市ガス水道局下水道課